



農地中間管理事業が変わります

～円滑化事業は、農地中間管理事業に統合されます～

令和元年5月の法律改正により制度の見直しがされました。

改正のポイント

- 1 手続きが「簡素化」され、使いやすくなりました。
- 2 機構集積協力金の交付額が「固定単価」になりました。
- 3 人・農地プランに基づく「話し合い」が重視されます。
- 4 市町村の集積計画のみで一括して権利設定ができるようになりました。
- 5 10年とされた借入期間もニーズにあわせ「緩和」されました。
- 6 受け手に義務付けされていた「利用状況報告」は廃止されました。
- 7 事業対象農地が農業振興地域のみから市街化以外に「拡大」されます。
- 8 ブロック転作で制約のあった協力金の支給要件が緩和されました。

より使い勝手のいい制度に改正されました。

市町村・JA・公社は機構の業務を受託して
引き続き農地の利用調整に応じます。
お気軽にご相談下さい。

愛知県農地中間管理機構

公益財団法人 愛知県農業振興基金

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号 JAあいちビル西館3階

TEL 052-951-3288

E-mail nochi@aichinoshinki.or.jp

農地中間管理事業活用のメリット

1 経営転換協力金（経営転換・リタイアする場合）

- ① 農業部門の減少により経営転換する場合 ②リタイアする農業者 ③相続した農地で農業を行わない方が農地中間管理機構に農地を貸し付けた場合、協力金が交付されます。

【交付要件】原則全ての（部門減少した）農地を10年以上貸し付けること

	交付単価	上限額
令和元～3年度	1.5万円/10a	50万円/戸
令和4・5年度	1.0万円/10a	25万円/戸

※交付金は段階的に縮小されます。

2 地域集積協力金

実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に交付されます。

交付額は、〈交付対象面積×交付単価〉です。

◆ 集積・集約化タイプ

【交付要件】交付対象面積（*1）の1割以上が新たに担い手（*2）に集積されること

機構の活用率（*3）		交付単価/10a
一般地域	中山間地域（*4）	
20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0万円
40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6万円
70%超	30%超 50%以下	2.2万円
	50%超	2.8万円

（*1）交付対象面積 対象期間内の貸付面積－再貸付面積－貸付期間6年未満の農地面積 ※円滑からの切替も6年以上の契約期間であれば、交付対象面積にカウントされます。 （*2）担い手 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③市町村基本構想の水準到達者 （*3）機構の活用率（6年未満の農地も含む） 当該年度の貸付面積／地域の農地面積 ※前年度までの貸付面積除く （*4）中山間地域 中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域

◆ 集約化タイプ ※集積・集約化タイプとの重複交付はありません。

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域に交付されます。

【交付要件】地域の農地面積に占める担い手の1ha以上（中山間地及び樹園地については0.5ha以上）の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること、又は、既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域において、担い手の1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上となること

機構の活用率	交付単価/10a
40%超 70%以下	0.5万円
70%超	1.0万円

3 その他メリット（事務手数料無償・農地の固定資産税の軽減）

- 中間管理事業を利用した場合、機構への事務手数料はかかりません。
- 原則、全ての農地を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上貸し付けた場合、固定資産税が以下の期間中1/2に軽減されます。
 - ① 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
 - ② 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間